

死亡・相続ワンストップサービス



平成30年 3月30日
内閣官房IT総合戦略室

「死亡・相続」に関する社会情勢

■ 我が国の年間死亡者数

✓ 年間死亡者数の推移：961,653人(2000年)⇒1,197,012人(2010年)⇒**1,344,000人**(2017年)

※ 厚生労働省「平成29年(2017)人口動態統計」の年間推計

■ 一人暮らし高齢者の世帯数

✓ 65歳以上の単独世帯数の推移：3,079千世帯(2000年)⇒5,018千世帯(2010年)⇒**6,243千世帯**(2015年)

※ 内閣府「平成29年版高齢社会白書」

■ 相続が原因となる事件数

✓ 遺産分割事件数：8,889件(2000年)⇒10,849件(2010年)⇒**12,188件**(2016年)

※ 最高裁判所「平成12年度司法統計」,「平成22年度司法統計」,「平成28年度司法統計」

(参考)

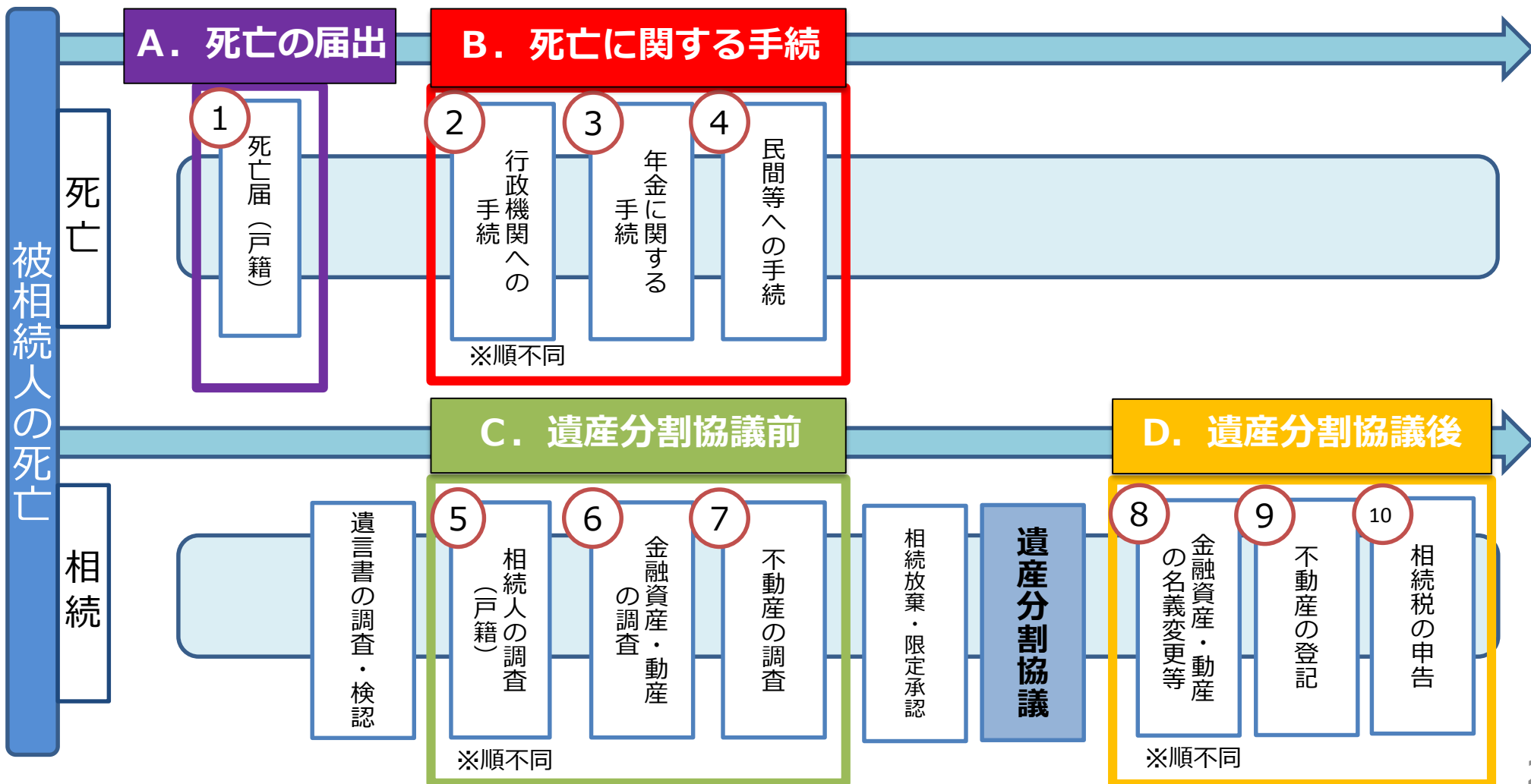
遺言公正証書作成件数(年間)の推移：76,436件(2008年)⇒88,156件(2012年)⇒**110,191件**(2017年)

※ 日本公証人連合会「平成29年の遺言公正証書作成件数について」

行政手続等の棚卸調査において、「死亡・相続」に関連する手続は多数存在し、その大半がオンライン化されていない。
相続人の手続に係る負担やその手続を受ける行政機関・民間事業者等の負担の軽減に向けた取組が必要。

「死亡・相続」の主な手続

- ・「死亡」の手続は、死亡届の提出ののち、その後の手続に進む。
- ・「相続」の手続は、遺産分割協議（相続人全員の合意）の前後で局面が分かれる。



「死亡・相続」の主なステークホルダーと手続

暫定版

		A. 死亡の届出	B. 死亡に関する手続	C. 遺産分割協議前	D. 遺産分割協議後
手続の主体	当事者	遺族等 (配偶者、子、父母等) ※使者(届出代行) (葬儀社等)	遺族等 (配偶者、子、父母等)	相続人 (配偶者、子、父母等) ※代理人(司法書士・ 弁護士等)	相続人 (配偶者、子、父母等) ※代理人(司法書士・ 税理士等)
	行政機関	① 市区町村 ・ 戸籍の届出(死亡) ・ 火葬許可の申請 ・ 埋葬許可の申請 等	② 市区町村 ・ 国民健康保険等の手続 ・ 障害者関連の手続 ・ 子育て関連の手続 等 ② 都道府県 ・ 資格免許証(薬剤師等)の返納 ② ハローワーク ・ 雇用保険等の手続 ③ 年金事務所 ・ 未支給年金の請求 ・ 被保険者資格の喪失手続 ・ 遺族年金の手続 等	⑤ 市区町村 ・ 相続人調査(戸籍の入手) ⑦ 固定資産課税台帳の確認 ⑤ 法務局 ・ 法定相続情報一覧図の写し の入手(必要に応じて) ⑦ 不動産登記情報の確認 (公証役場) ・ 公正証書遺言の確認 (家庭裁判所) ・ 遺言書の検認 ・ 相続放棄・限定承認 ・ 遺産分割調停 等	⑧ 運輸支局等 ・ 自動車所有者の変更 ⑧ 警察署 ・ 車庫証明の変更 ⑨ 法務局 ・ 不動産登記の変更 ⑩ 税務署 ・ 相続税の申告
手続の受け手	民間等	① 医療関係者 ・ 死亡診断書の発行	④ 銀行等、証券会社 ・ 口座の停止 ④ 生命保険会社 ・ 保険金の受取 ④ 電気・ガス、水道事業者等 ・ 解約、契約者の変更等 ④ 勤務先、学校 ・ 退社等の手続(国民年金、健康保険等 の勤務先経由の手続を含む。)	⑥ 銀行等、証券会社 ・ 残高証明書等の発行	⑧ 銀行等 ・ 預金等の払戻し等 ⑧ 証券会社 ・ 移管等の手続

「死亡・相続」手続きに関する課題

(現時点での整理)

①行政手続等の棚卸データの分析、②ステークホルダーへのヒアリング※、③ワークショップの実施を踏まえた「死亡・相続」手続きに関する課題のポイントは、以下のとおり。

- ・「死亡・相続」手続きの主体は、故人に関する情報が把握しづらい。時間と労力、コストが負担。
- ・「死亡」手続きに比べて、「相続」手続きの多くは、相続人全員の合意形成（ワンストップサービスで解決できない）がないと手続を進められない。 ※ 関係府省、市区町村、士業（司法書士、弁護士、税理士）、民間（金融機関等）へヒアリングを実施

手続の主体 (遺族・相続人等)

故人に関する情報の不足（資産等の未把握）

- ✓ 情報を十分把握できず、「必要となる手続（受けられるサービス）」の全容がわからない。
- ✓ 故人の法定相続人、金融・実物資産等をしっかり把握するために、調査する必要がある。
⇒ 調査する手間や費用負担が発生

手続の主体（相続人等）の妥当性の証明

- ✓ 手続の主体の妥当性を添付書類（戸籍等）等にて証明する必要がある。
⇒ 書類等を入手する手間や費用負担が発生

手続の受け手 (行政機関・民間等)

故人に関する情報の不足（死亡情報や属性の未把握）

- ✓ 「必要となる手続（受けられるサービス）」を的確（一度）に案内できない。

手続主体（相続人等）の妥当性の確認

- ✓ 手続の主体の妥当性を添付書類（戸籍等）等にて確認する必要がある。
⇒ 添付書類を確認する事務負担が発生

3.2 横断的サービス改革 (行政サービスの100%デジタル化)

4) ワンストップサービスの推進

ウ. 死亡・相続ワンストップサービス(◎内閣官房、関係府省)

a) 現状と課題(As Is)

行政手続等の棚卸調査において、「死亡・相続」に関連する手続は多数存在し、その大半がオンライン化されていない。また、我が国の年間死亡者数は直近で約130万人と増加傾向にある事からも、**相続人の手続に係る負担やその手続を受ける行政機関・民間事業者等の負担軽減に向けた取組が必要**である。「死亡・相続」に関して、死亡届・年金手続・不動産名義変更・税務申告といった行政手続は、それぞれ地方公共団体・年金事務所・法務局・税務署と行わなければならない、金融機関を始めとした民間事業者においても、各機関に対し戸籍謄抄本等の提出をするなど繰り返し手続を行っており、亡くなった人の財産保有状況等によって必要となる手続先は異なるなど、相続人の負担は大きい。また、行政機関間での手続もデジタル化されておらず、死亡者数増加に伴う手続件数の増加により行政側のコストも増大している。

b) 実現したい状態(To Be)

①相続財産の把握など必要となる手続先を容易に確認できる仕組み、②行政手続のバックオフィス連携等による手続の最少化やデジタル化による業務改革、③オンラインでどこからでも手続を可能とするワンストップ化、により**相続人や行政機関・民間事業者の負担を軽減する**。

c) 具体的な取組(To Do)

内閣官房は、**2017年度(平成29年度)内に「死亡・相続」手続に関する相続人・各行政機関の負担状況や課題の整理**を行い、**ワンストップサービスの対象とする手続を検討**する。**2018年度内に関係府省と課題解決に向けた調整を開始し、ワンストップサービス実現に向けた具体的な方策を取りまとめる**。2019年度以降に制度改正等を踏まえ、可能なものから順次サービスを開始する。

関係府省は、2018年度内の方策の取りまとめに向け、内閣官房とともに課題解決に向け検討を行う。

なお、「死亡・相続」に関する行政機関間の情報連携として、総務省、法務省及び国税庁は、2018年6月末までに地方公共団体から税務署長へ通知する死亡等に関する事項(相続税法第58条の規定による通知書)のデジタル化やデータ提供方式等を検討し、実現に向けた方針を策定する。

KPI：課題の整理(2017年度(平成29年度))

KPI：方策のとりまとめ(2018年度)